（審査局審査長（第三審査長）のもとの上席審査専門官）同　小倉　武彦
近畿中国四国事務所審査統括官に転任させる
（審判官）同　原　一弘
九州事務所長に転任させる
（経済取引局取引部企業取引課長）同　真渕　博
（官房付）同　山本　慎
消費者庁に出向させる（各通）（以上七月二十五日）

財務省

国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる
（国際局次長）財務事務官　武内　良樹
財務事務官に任命する
関税局調査課長を命ずる
（関税局調査課長）財務事務官　西方　孝
願により本官を免ずる（以上七月二十五日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
山川　武行　健一
寺島　久内
正六位に叙する
柴田　泰雄　曾根原方教
（愛知県警部）
村山　信一　吉田　晃
従六位に叙する（各通）
新井　規由
前田　敏之
正七位に叙する（各通）
齊藤　晃一
従七位に叙する（以上六月二十三日）
（茨城大学名誉教授）
保坂　宗重
正四位に叙する
小林　基
正五位に叙する
今市　隆雄
従五位に叙する（各通）
北見　實
都丸　肇
正六位に叙する（各通）
松尾　勉
大西　武夫
芝本　邦彦
従六位に叙する（各通）
長澤　衍
高畑　鎭郎
三笠　功二
正七位に叙する（各通）
矢崎　昭夫
従七位に叙する（以上六月二十四日）
（東京大学名誉教授）
正四位に叙する
古賀　信行
従五位に叙する
伊神　良祐
國立　豊
（清須市議会議員）
新谷　重徳
松江　敏之
正六位に叙する（各通）
大内　巖
秋山　祐三
北　博夫
加藤　昭三
杉山　毅
澤　隆一
本川　欣一
中村　茂隆
渡邉　敏雄
従六位に叙する（各通）
大久保光雄
石田　利勝
城間　繁夫
嶋田　喜一
松本　光生
正七位に叙する（各通）
坂田須美男
従七位に叙する（以上六月二十五日）
濱田　久
元島　和男
従五位に叙する（各通）
勝浦　康行
正六位に叙する
中川　忠範
従七位に叙する（以上六月二十六日）
成田　貞義
正五位に叙する
秋濱　正義
三ツ木直和
正六位に叙する（各通）（以上六月二十七日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける
（清須市議会議員）
高山　萬三
旭日双光章を授ける
佐伯　稔　實村　清
横尾　誠
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）
甲斐　俊明
永原　鉦一
花田　幸典
古賀　信行
下鶴　大輔
大澤　軍治
笠鳥　公男
設楽　要一
高山　萬三
福田　聖
松村　秀彦
大野　省吾
齋藤　秀夫
德海　晋一
箭本　德雄
今　廣儀
土田　博
坂田須美男
元島　和男
勝浦　康行
中川　忠範
成田　貞義
三ツ木直和
横尾　誠
旭日単光章を授ける（各通）（六月二十六日）
嶋村不二男　和田　明
旭日単光章を授ける（各通）（六月二十七日）
曾根原方教
村松　英明
和田　正良
（愛知県警部）
山川　武　行基　健一
瑞宝双光章を授ける（各通）
齊藤　晃一　柴田　泰雄
有村　重春　吉田　晃
朝重　義昭　松村　享佳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十三日）
北見　實　古賀　信行
都丸　肇　芝本　邦彦
矢崎　昭夫　長澤　衍　三笠　功二
瑞宝双光章を授ける（各通）
黒木　和明
瑞宝単光章を授ける（以上六月二十四日）
秋山　祐三　笠鳥　公男
北　博夫　國立　豊　今　廣儀
齊藤　勲　設楽　要一　土田　博
中村　茂隆　松江　敏之　松村　秀彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
坂田須美男　嶋田　喜一　下村　正文
長橋　昌德　本川　欣一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）
小野澤純男　濱本　精八

褒賞

○褒章

内柴　正人
勲章褫奪令第一条第一項及び第六条により平成二十六年五月十日紫綬褒章を褫奪された

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月二十六日モルディブ国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、七月二十八日ペルー国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、イスラエル国大統領ルーベン・リヴリン閣下の大統領就任につき、七月二十七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定流通機構の登録業務の休止について

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の十三第一項の規定に基づき指定流通機構から登録業務の休止の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
平成二十六年七月三十日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　休止しようとする指定流通機構の名称　公益社団法人中部圏不動産流通機構
二　休止しようとする登録業務の範囲　宅地建物取引業法第五十条の三第一項第一号及び第二号に掲げる業務の全部
三　休止しようとする年月日及びその期間　平成二十六年八月十三日から平成二十六年八月十五日までの三日間
四　休止の理由　不動産流通標準情報システムのハードウェア等の交換に係る事前確認作業のため

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の十三第一項の規定に基づき指定流通機構から登録業務の休止の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
平成二十六年七月三十日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　休止しようとする指定流通機構の名称　公益社団法人東日本不動産流通機構
二　休止しようとする登録業務の範囲　宅地建物取引業法第五十条の三第一項第一号及び第二号に掲げる業務の全部
三　休止しようとする年月日及びその期間　平成二十六年八月十三日から平成二十六年八月十五日までの三日間
四　休止の理由　不動産流通標準情報システムのハードウェア等の交換に係る事前確認作業のため